（保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び熱中症対策室）

第七条　（略）

2～7　（略）

8　熱中症対策室は、熱中症対策（気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第二条第三項に規定する熱中症対策であって国が講ずる施策（地球環境局の所掌に属するものを除く。）をいう。）、花粉症対策その他これらに類する発生機構が未解明な化学物質汚染（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であってその発生機構が一般的に明らかとなっていないものをいう。第十五条第二項第六号において同じ。）による健康影響を防止又は軽減するための施策に関する事務をつかさどる。

9　（略）

第八条　（略）

（特別国際交渉官）

第九条　（略）

2　特別国際交渉官は、命を受けて、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下この項、次条第二項第一号及び第二号並びに第十二条第二項において同じ。）の防止について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、地球温暖化の防止に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

（脱炭素社会移行推進室及び気候変動科学・適応室）

第十条　（略）

2・3　（略）

4　気候変動科学・適応室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

（保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び熱中症対策室）

第六条　（略）

2～7　（略）

8　熱中症対策室は、熱中症対策（気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第二条第三項に規定する熱中症対策であって国が講ずる施策（地球環境局の所掌に属するものを除く。）をいう。）、花粉症対策その他これらに類する発生機構が未解明な化学物質汚染（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であってその発生機構が一般的に明らかとなっていないものをいう。第十四条第二項第六号において同じ。）による健康影響を防止又は軽減するための施策に関する事務をつかさどる。

9　（略）

第七条　（略）

（特別国際交渉官）

第八条　（略）

2　特別国際交渉官は、命を受けて、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下この項、次条第二項第一号及び第二号並びに第十条第二項において同じ。）の防止について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、地球温暖化の防止に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

（脱炭素社会移行推進室及び気候変動科学・適応室）

第九条　（略）

2・3　（略）

4　気候変動科学・適応室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　気候変動適応（気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第二条第二項に規定する気候変動適応をいう。次号及び第八号において同じ。）に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

六～八　（略）

5　（略）

第十一条～第二十一条　（略）

（循環型社会推進室及び企画官）

第二十二条　総務課に、循環型社会推進室及び企画官を置く。

2　循環型社会推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、総務課の所掌事務に係る循環型社会の形成に関する事務に関すること。

3　（略）

（削る）

4　（略）

五　気候変動適応（気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第二条第二項に規定する気候変動適応をいう。次号及び第四号において同じ。）に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

六～八　（略）

5　（略）

第十条～第二十条　（略）

（循環型社会推進室及びリサイクル推進室並びに企画官）

第二十一条　総務課に、循環型社会推進室及びリサイクル推進室並びに企画官を置く。

2　循環型社会推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、総務課の所掌事務に係る循環型社会の形成に関する事務に関すること（リサイクル推進室の所掌に属するものを除く。）。

3‖4　（略）

リサイクル推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下本号及び次条第四項において「廃棄物処理法」という。）に規定する廃棄物をいう。以下本号において同じ。）の排出の抑制及び適正な処理に関すること（廃棄物の再生に係るもの（廃棄物処理法の施行に関すること並びに独立行政法人環境再生保全機構の行う業務に関すること及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第七条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関することを除く。）に限る。）。

二　環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

5‖6　（略）

リサイクル推進室に、室長を置く。